

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3 - 26 法施行令第1条の2第<u>3</u>号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3 - 27 法施行令第1条の2第<u>4</u>号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金を支給することを約した契約をいうものとする。</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係</p> <p>(一般障害者の範囲)</p> | <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>3 - 26 法施行令第1条の2第<u>1</u>号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>3 - 27 法施行令第1条の2第<u>2</u>号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金を支給することを約した契約をいうものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> |

19の4 - 1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。

(1) 児童相談所、知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下次項において同じ。）、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターをいう。以下次項において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の精神薄弱者とされた者以外の者

(2)（省略）

(3)（省略）

(4)（省略）

(5)（省略）

(6)（省略）

#### 第30条（（期限後申告の特則）関係）

（保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い）

30 - 2 相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたこと又は法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。

19の4 - 1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。

(1) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の精神薄弱者とされた者以外の者

(2)（同左）

(3)（同左）

(4)（同左）

(5)（同左）

(6)（同左）

（同左）

（同左）

30 - 2 相続税の申告書の提出期限後において、保険業法（平成7年法律第105号）第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたこと又は法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p data-bbox="434 240 792 264">第42条((物納の手續及び許可))関係</p> <p data-bbox="241 331 651 355">(管理又は処分をするのに不適当な財産)</p> <p data-bbox="235 375 1019 443">42 - 2 法第四十二条第二項ただし書きに規定する「管理又は処分をするのに不適当であると認める」財産とは、次に掲げるような財産をいうものとする。</p> <p data-bbox="257 462 1010 531">ただし、許可の時までに次に掲げるような管理又は処分をするのに不適当とする事由が消滅(解除)されるときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="248 555 387 579">(1) (省略)</p> <p data-bbox="248 598 394 622">(2) 有価証券</p> <p data-bbox="280 641 409 665">イ (省略)</p> <p data-bbox="280 684 409 708">ロ (省略)</p> <p data-bbox="280 727 658 751">ハ 売却できる見込みのない有価証券</p> <p data-bbox="284 775 1010 844"><u>(注) 取引相場のない株式で次に掲げる場合は、「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p data-bbox="327 863 1010 1198">1 <u>株式発行会社について、直近2期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか2つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第110号)における同業種の直近2ヶ年度の平均比率を超えていること、発行会社の直近2期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、発行会社の直近2期において配当可能利益(当期末処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合。</u></p> <p data-bbox="327 1217 1010 1286">2 <u>物納後当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合</u></p> <p data-bbox="248 1305 387 1329">(3) (省略)</p> | <p data-bbox="1077 240 1160 264">(同左)</p> <p data-bbox="1077 331 1160 355">(同左)</p> <p data-bbox="1070 375 1245 399">42 - 2 (同左)</p> <p data-bbox="1061 555 1200 579">(1) (同左)</p> <p data-bbox="1061 598 1200 622">(2) (同左)</p> <p data-bbox="1093 641 1223 665">イ (同左)</p> <p data-bbox="1093 684 1223 708">ロ (同左)</p> <p data-bbox="1093 727 1471 751">ハ 売却できる見込みのない有価証券</p> <p data-bbox="1061 1305 1223 1329">(3) (同左)</p> |

(4) (省略)

(4) (同左)